



平成 27 年 5 月 12 日

各 位

会社名	株式会社クボタ
本社所在地	大阪市浪速区敷津東一丁目2番47号
代表者名	代表取締役社長 木 股 昌 俊
コード番号	6326
上場取引所	東証第1部
問合せ先	コーポレート・コミュニケーション部長 細 谷 祥 久
TEL	(大阪)06-6648-2389 (東京)03-3245-3052

### 定款の一部変更に関するお知らせ

当社は、平成 27 年 5 月 12 日開催の取締役会において、平成 27 年 6 月 19 日開催予定の第 125 回定時株主総会に、定款の一部変更案を附議することを決議いたしましたので、下記の通りお知らせいたします。

#### 記

#### 1. 変更の理由

海外子会社の決算期に当社の決算期を合わせることにより、内外一体となった決算・管理体制の強化・効率化を図ることを目的として、平成 27 年 1 月 27 日開催の取締役会において、現在、毎年 4 月 1 日から 3 月 31 日までとしている事業年度を、平成 28 年より毎年 1 月 1 日から 12 月 31 日までに変更することについて決議いたしました。これに伴い、現行定款に所要の変更を行うものです。また、この変更に伴い第 126 期事業年度は、平成 27 年 4 月 1 日から 12 月 31 日までの 9 ヶ月間となるため、経過措置として附則を設けるものです。

#### 2. 変更の内容

変更の内容は別紙のとおりです。

#### 3. 日程（予定）

定款変更のための株主総会開催日	平成 27 年 6 月 19 日（金）
定款変更の効力発生日	平成 27 年 6 月 19 日（金）

以上

【別紙】

(下線は変更部分を示しています。)

現 行 定 款	変 更 案
<p>第 13 条 (株主総会の招集)            定時株主総会は毎年<u>6</u>月にこれを招集し、            臨時株主総会は必要に応じて招集する。</p>	<p>第 13 条 (株主総会の招集)            定時株主総会は毎年<u>3</u>月にこれを招集し、            臨時株主総会は必要に応じて招集する。</p>
<p>第 14 条 (定時株主総会の基準日)            当社の定時株主総会の議決権の基準日は、            毎年<u>3</u>月 31 日とする。</p>	<p>第 14 条 (定時株主総会の基準日)            当社の定時株主総会の議決権の基準日は、            毎年<u>12</u>月 31 日とする。</p>
<p>第 34 条 (事業年度)            当社の事業年度は毎年<u>4</u>月 1 日から<u>翌年 3</u>  <u>月 31 日</u>までの 1 年とする。</p>	<p>第 34 条 (事業年度)            当社の事業年度は毎年<u>1</u>月 1 日から <u>12</u>月 31  <u>日</u>までの 1 年とする。</p>
<p>第 36 条 (剰余金の配当の基準日)            ① 当社の期末配当の基準日は毎年<u>3</u>月 31 日            とする。</p>	<p>第 36 条 (剰余金の配当の基準日)            ① 当社の期末配当の基準日は毎年 <u>12</u>月 31 日            とする。</p>
<p>第 37 条 (中間配当)            当社は取締役会の決議によって、毎年<u>9</u>月 30            日を基準日として中間配当をすることができる。</p>	<p>第 37 条 (中間配当)            当社は取締役会の決議によって、毎年<u>6</u>月            30 日を基準日として中間配当をすることができ            る。</p>
<p>(新 設)</p>	<p style="text-align: center;"><u>附 則</u></p> <p><u>第 1 条 (第 126 期事業年度の期間)</u>  <u>第 34 条の規定にかかわらず、第 126 期事業年</u>  <u>度は、2015 年 4 月 1 日から 2015 年 12 月 31 日</u>  <u>までの 9 ヶ月間とする。</u></p> <p><u>第 2 条 (第 126 期事業年度の中間配当の基準日)</u>  <u>第 37 条の規定にかかわらず、第 126 期事業年</u>  <u>度の中間配当の基準日は 2015 年 9 月 30 日とす</u>  <u>る。</u></p> <p><u>第 3 条 (附則の有効期限)</u>  <u>前二条及び本条は、2015 年 12 月 31 日まで有</u>  <u>効とし、同日の経過をもって削除する。</u></p>